

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	下市町

下市町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 下市町 地域づくり推進課
所在地 奈良県吉野郡下市町大字下市 1 9 6 0 番地
電話番号 0 7 4 7 - 5 2 - 0 0 0 1
F A X 番号 0 7 4 7 - 5 4 - 5 0 5 5
メールアドレス san@town.shimoichi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	奈良県吉野郡下市町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額	被害面積
イノシシ	稲、果樹、野菜、いも類	4,334千円	150a
ニホンジカ	稲、果樹、野菜	3,595千円	109a
アライグマ	野菜	220千円	4a
合計		8,149千円	263a

(2) 被害の傾向

イノシシ	<p>下市町全域において、農作物被害が年中確認されている中で、農地への侵入防止柵を設置した所はその効果がみられるが、設置していない場所や今まで確認されていなかった場所で被害が発生している。また民家付近への出没も見られ、住民の生活を脅かしている。</p> <p>特に国営総合農地開発事業で農地造成された畑や中山間地域の集団的な農地においては、土壌の掘り起こしや果樹枝（柿等）の損傷被害が多発している状況である。</p>
ニホンジカ	<p>下市町全域において、農作物被害が年中確認されている中で、農地への侵入防止柵を設置した所はその効果がみられるが、設置していない場所や今まで確認されていなかった場所で被害が発生している。また民家付近への出没も見られ、住民の生活を脅かしている。</p> <p>特に国営総合農地開発事業で農地造成された畑や中山間地域の集団的な農地においては、果樹枝（柿等）の損傷被害や農作物の食害が依然として発生している状況である。</p>
アライグマ	<p>下市町全域で確認されており、主に新住、下市、阿知賀地域の農地では収穫直前の農作物（スイカ等）への被害や家屋への侵入被害が発生しており、今後も被害の拡大が予想される。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	8, 149千円	5, 704千円
被害面積	263a	184a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>農作物被害が拡大しやすいイノシシ・ニホンジカについては、被害報告や住民からの目撃情報を基に、町から猟友会への補助による捕獲檻の増設を毎年行ってきた。また、県の保有するICT技術を用いた捕獲機器を借り受け、有効な捕獲法の検証をするなど、捕獲に関する取り組みを重点的に実施してきた。</p> <p>アライグマによる農作物被害も増加傾向であり、農業者に対して町が保有する小動物用捕獲檻の貸し出しを継続的にを行い、駆除を実施してきた。</p> <p>また捕獲活動については、町から猟友会への補助（狩猟者登録にかかる諸経費等）を行うことにより、猟友会会員の人員確保と増員を図るための推進を行ってきた。農作物被害防止に係る研修会にも参加し、知識の普及も務めてきた。</p>	<p>猟友会による有害捕獲活動で駆除を実施してきたが、イノシシは豚熱の影響で個体数は減少しているが、以前農業被害が確認されている。ニホンジカの個体数も目撃情報から減少していないと考えられるため、引き続き計画的な捕獲檻の増設、またICT機器の活用も検討しながら被害状況を的確に把握し、有効な場所へ檻の設置を行うと共に、猟友会が活発に活動できる体制が維持されるよう支援を継続し個体数調整を図っていく必要がある。猟友会の第一種銃猟免許所持者の増員・若返りを今後も推進し、追い払いも継続的に実施できる体制を整える必要がある。</p>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>町から農業者に対し、農地を守るための侵入防止資材補助を継続的に行ってきた。</p> <p>同時に国庫補助金を活用し、農地が集積している国営総合農地開発事業で造成された農地において、ワイヤーメッシュ柵の侵入防止柵を設置した。</p> <p>農業者からの被害報告・相談時においては、有効となる侵入防止対策を指導・推進すると共に、電気柵設置の場合、安全対策の注意喚起を行ってきた。</p>	<p>侵入防止柵未設置の農地への被害が拡大傾向にあるため、今後も計画的な設置を行っていく必要がある。</p> <p>また柵を設置した所であっても、侵入する可能性があるため、施設の見回りなど管理面に対する指導も十分行っていく必要がある。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>有害鳥獣が出没ににくい環境の創出を目指し、耕作放棄地の解消に向けた農地パトロールの実施や施業放棄林となっている人工林を混交林へ誘導する整備事業等を実施した。</p>	<p>農業被害の軽減が不十分である現状を踏まえると、農地パトロールの強化等を行っていくとともに衝帯の整備や野生鳥獣が寄り付きにくい環境整備の啓発を積極的に実施していく必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害防止を図るため、引き続き①生息環境管理、②被害防除、③個体数調整を重要課題と定め、たうえで各対策を強化する。

- ① 生息環境管理については下記事項について対策を行う。
 - ・ 放任果樹の除去等についてケーブルテレビで周知する。
 - ・ 雑木林の刈払い等により里地、里山の整備を推進する。
 - ・ 出没地域の誘引源となる農作物収穫残渣や廃棄果樹、生ゴミの処理を徹底する。
 - ・ 除草による緩衝帯を整備する。
- ② 被害防除については下記事項について対策を行う。
 - ・ 侵入防止柵の設置に関しては、効果的な設置方法として、連続的に農地全体を電気柵や金網柵等で囲う方法を推進する。
 - ・ 生息状況調査・被害状況調査により明らかとなった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に対し情報提供等を行う。
 - ・ 鳥獣の生態と被害防止に関する知識の普及・向上、集落単位での圃場点検整備など、有効な被害防止対策の研修会へ参加し知識の向上を図り、より良い対策を取り組んでいく。
- ③ 個体数調整については下記の事項についての対策を行う。
 - ・ 有効な場所へ捕獲檻を設置し、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、

アライグマによる農産物被害を軽減する。

- ・ 現猟友会会員の高齢化・減少を考慮しながら、狩猟免許の取得に向けた若手捕獲従事者の育成を推進し、捕獲体制の強化を図っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

(一社)奈良県猟友会下市支部会員に対し、有害鳥獣捕獲の許可証を交付し、被害防止計画に基づいた活動の実施を推進することにより、下市町全域において個体数調整を図るための体制を整備する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ	必要に応じて捕獲檻を増設し、捕獲活動を継続して実施する。 対象鳥獣の出没に対する調査を行う。 狩猟免許取得者に技術向上を図るための講習会開催、また研修等への参加を促進する。 有害鳥獣捕獲活動を行う担い手の育成・確保を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
イノシシ	農業者からの苦情や目撃情報から個体数は減少していないと考えられるので、引き続き奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(第5次)を踏まえ、捕獲の強化を図るため捕獲檻設置数の増加や猟友会会員の増員を見込んだ目標を設定し、被害の軽減に努める。
ニホンジカ	捕獲数は増加傾向にあり、農業者からの苦情や目撃情報も依然として多く、減少傾向とは思われないため、奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第7次)を踏まえ、捕獲の強化を図るため捕獲檻設置数の増加や猟友会会員の増員を見込んだ目標を設定し、被害の軽減を図る。
ニホンザル	目撃情報は主に離れザルと考えられる。 人慣れによる市街地での目撃情報等を踏まえたうえで、危険が及びそうな個体については特定し捕獲する。
アライグマ	多産で繁殖能力が高いことから個体数が減少しているとは考えにくい。 下市町アライグマ防除実施計画に基づき、アライグマ捕獲檻の貸し出しを継続的に行い、根絶を目指した目標を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	4年度	5年度	6年度
イノシシ	680頭	680頭	680頭
ニホンジカ	800頭	800頭	800頭
ニホンザル	10頭	10頭	10頭
アライグマ	30頭	30頭	30頭

捕獲等の取組内容		
イノシシ	捕獲手段	イノシシ用捕獲檻・柵・銃器及びくくり罠
	捕獲の実施 予定期間	通年 被害発生集落から捕獲要請を受けた場合、捕獲を許可する（狩猟期を含む）。
	捕獲予定場所	町内全域（銃器については特定猟具使用禁止区域を除く）
ニホンジカ	捕獲手段	ニホンジカ用捕獲檻・柵・銃器及びくくり罠
	捕獲の実施 予定期間	通年 但し、被害発生集落から捕獲要請を受けた場合、捕獲を許可する。
	捕獲予定場所	町内全域（銃器については特定猟具使用禁止区域を除く）
ニホンザル	捕獲手段	サル用捕獲檻及び銃器
	捕獲の実施 予定期間	非狩猟鳥獣であることから、狩猟期間を問わず被害発生集落から捕獲要請を受けた場合、捕獲を許可する。
	捕獲予定場所	町内全域（銃器については特定猟具使用禁止区域を除く）
アライグマ	捕獲手段	アライグマ用捕獲檻及び銃器
	捕獲の実施 予定期間	外来生物で根絶を目指している為、狩猟期間を問わず被害発生集落から捕獲要請を受けた場合、捕獲を許可する。
	捕獲予定場所	町内全域（銃器については特定猟具使用禁止区域を除く）

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	防除施設種類	4年度	5年度	6年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ	電気柵 ワイヤーメッシュ柵等	15,000m	15,000m	15,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ	・侵入防止柵の定期点検、補修、改善等による維持管理。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

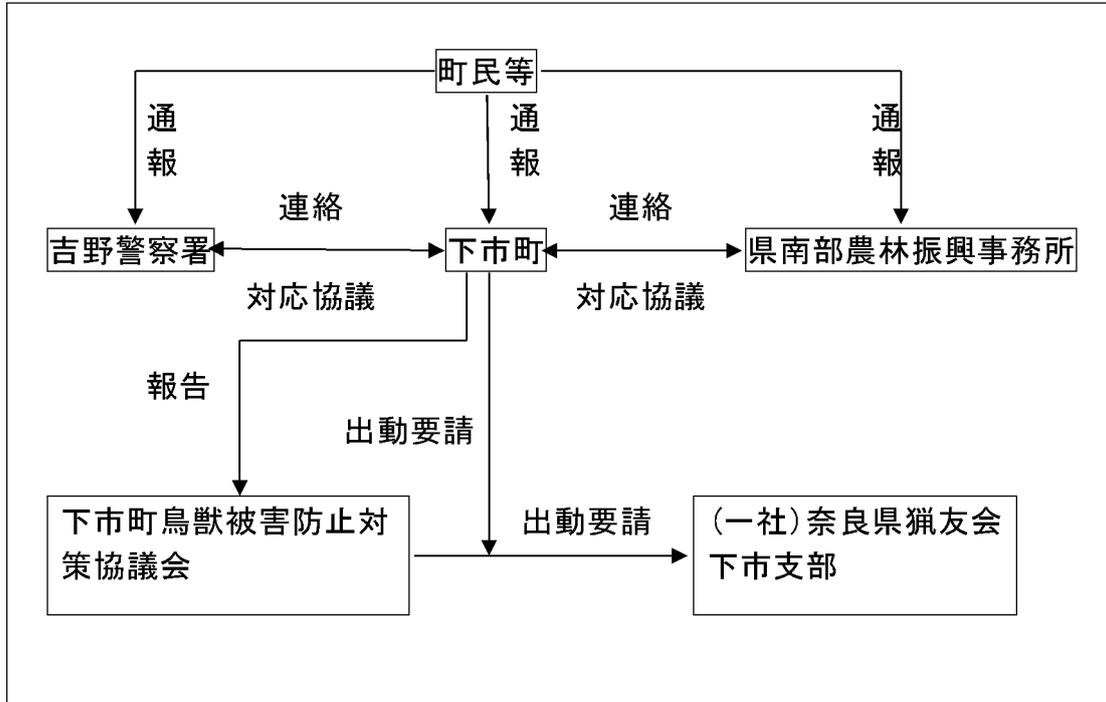
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・住民による生ごみ等の除去を普及啓発し、有害獣の餌場としての価値が低い集落づくりを推進する。 ・草刈り等による緩衝帯の整備。 ・放任果樹の除去など、生息環境管理の取組み。 ・猟友会による追い払い活動の実施。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
下市町	・対処全般に関すること
吉野警察署	・安全確保に関すること
奈良県南部農林振興事務所	・被害対策に係る助言、指導に関すること
(一社)奈良県猟友会下市支部	・対象鳥獣の捕獲等に関すること

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

食肉処理加工施設が未整備のため、自家消費以外は埋設処理を行っている。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状無し利用予定なし
ペットフード	現状無し利用予定なし
皮革	現状無し利用予定なし
その他 (油脂、骨製品、角)	

製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状無し利用予定なし
----------------------	------------

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	下市町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
下市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会の運営 ・ 鳥獣被害防止対策の指導等 ・ 被害実態調査 ・ 情報提供
奈良県南部農林振興事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供と助言・指導 ・ 普及指導
(一社) 奈良県猟友会下市支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲の実施 ・ 鳥獣の生息状況調査 ・ 箱わなによる捕獲 ・ 情報提供 ・ 野生鳥獣に対する知識、及び狩猟に関する知識や経験を生かし、農家及び集落に対する鳥獣被害防止対策の助言・指導 ・ 新規狩猟免許取得者に対する安全指導、育成を行う。
下市町農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員を通じ農家から被害状況を把握し、農地における鳥獣被害の情報提供を行う。
下市町森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合が実施する施業区域や林業者等を通じ被害状況を把握し、山林における鳥獣被害の情報提供を行う。
奈良県農業協同組合 大淀西部支店・下市支店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家組合員や農家からの被害状況を把握し、農地における鳥獣被害の情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	該当なし

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現在未設置だが、令和6年度を目途に検討。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

猟友会会員の増員、若い担い手も若干確保できたが、全体的に高齢化が進んでいるため、被害防止対策に係る人材を引き続き育成し、確保していかなければならない。

また住処となる雑草地の除去や遊休農地の解消に向けた取り組み、近隣市町村の取り組みも参考にし新しい施策を模索していく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣が深刻化する地域については、野生鳥獣の習性や対策についての研修会を実施し、地域住民自らも対策に取り組むと同時に要望により檻を設置し対象鳥獣の捕獲を行う。